

土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業	事業主体 団体	所管課班	農村振興課 指導班
---------------------	---------	------	--------------

## 事業の内容

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、事業要件を達成できると見込まれる地域（土地改良区又は市町村，以下「土地改良区等」。）に対し、国の補助金によって基金を造成する全国土地改良事業団体連合会が負担金の利子助成を行い、農家負担の軽減対策を実施する。

### 1 事業期間

平成21年度から平成23年度までの3年間

### 2 助成対象負担金

- (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
- (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- (3) 独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- (5) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業の受益者負担金

### 3 助成対象地域

土地改良事業等の地区で、未償還の受益者負担金があり、以下の(1)又は(2)の要件を満たす地域

- (1) 経営所得安定対策加入者などの担い手への集積要件について、以下のいずれかに該当（①及び②については経営安定対策基盤整備緊急支援事業の1/2，また，①から③について中山間地には1/2の緩和要件を適用）
  - ① 担い手への農地集積率の増加が一定割合以上見込まれること
  - ② 担い手への面的集積率の増加が一定割合以上見込まれること
  - ③ 担い手者数の増加が3.8パーセントポイント以上増加することが見込まれること
- (2) 受益者負担の要件について、以下のいずれかに該当
  - ① 10a当たり合算総償還額が44,000円以上であること
  - ② 1戸当たり合算総償還額が740,000円以上であること

### 4 特別緊急支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとするする場合には、特別緊急支援計画を作成し、公募団体の認定を受ける。

※ 認定期間は平成21年度から平成23年度まで

## 5 助 成 額

- (1) 各年度の対象地域における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息相当額（ただし、合算総償還額の全体利子相当額の6分の5を超えることができない）
- (2) 土地改良負担金償還平準化事業による平準化資金の借入の償還金については、借換を行った年度の償還利息相当額又は借入額のいずれか小さい額を（1）の償還利息相当額とみなす。